

多機能型事業所はぁーと工房ポッポ運営規程（生活介護）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する多機能型事業所はぁーと工房ポッポ（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
多機能型事業所はぁーと工房ポッポ
- (2) 所在地
長野県南佐久郡小海町大字小海 4269-9 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者兼生活支援員 1人
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮・命令を行う。併せて生活支援を担当する。
- (2) サービス管理責任者 1人
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、生活介護計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 医師 1人
医師は利用者の健康管理、療養上の指導等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の健康管理、療養上の看護を行うとともに、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

- (5) 生活支援員 4人（常勤2名、非常勤2名）以上
生活支援員は、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。
- (6) 事務兼生活支援員 1人
事務兼生活支援員は、経理、総務及び生活支援を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。
なお、あらかじめ休日の中から営業日を定めることがある。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
午前9時00分から午後4時00分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、15人とする。

（指定生活介護の内容）

第7条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事・入浴・排泄等の介護
- (3) 日常生活上の支援
- (4) 軽作業等の生産活動
- (5) 創作的活動
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 訪問支援
- (9) 送迎サービス
- (10) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (11) (2)～(9)に付帯する身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を実施するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者へ届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南佐久郡とする。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第10条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項第1号の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項第1号の規定により算定された特例介護給付費（法第31条第1項の規定が適用される場合にあっては、法第29条第3項第1号に規定により算定された介護給付費、法第31条第2項の規定が適用される場合にあっては、法第30条第3項第1号の規定により算定された特例介護給付費）の額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 利用者の個人的な創作活動に係る材料費

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定生活介護の提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(協力医療機関)

第 14 条協力医療機関を次のように定めるものとする。

医療機関名：佐久総合病院附属小海診療所

所在地：南佐久郡小海町大字小海 4269-9

(事故発生時における対応方法)

第 15 条利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うこととする。

(身体拘束の禁止)

第 16 条事業所は、指定生活介護支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 身体拘束適正化のための指針を整備し、身体拘束適正化のための委員会の設置、定期的な研修の実施等、身体拘束防止に向けた取り組みを行うこととする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 17 条事業の主たる対象者とする障害の種類

法にて定める指定生活介護事業の対象者とする。

(虐待防止のための措置)

第 18 条利用者に対する差別の禁止その他人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を「身体拘束適正化委員会」と一体的に設置し定期的に開催するものとする。
- 3 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行うものとする。

(苦情解決)

第 19 条提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するたに、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しく

は文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第 20 条事業所は、従業員及び管理者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 随時

(その他運営についての重要事項)

第 21 条事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から変更施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から変更施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から変更施行する。